

国債証券の決済期間の短縮化に伴う「業務規程」等の一部改正について

平成30年4月25日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、「業務規程」等の一部改正を行い、平成30年5月1日から施行します（詳細につきましては、規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、国債証券の決済期間を短縮化するとともに制度を再整備することに伴い、所要の対応を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

II. 改正概要

1. 決済日

- 国債証券の普通取引において、売買契約締結の日から起算して2日目（休業日を除外する。以下、日数計算について同じ。）の日に決済を行うものとします。

2. 売買立会時間

- 決済日の変更に伴い、売買立会終了後の決済業務を円滑に行うために、他の債券（転換社債型新株予約権付社債券を除く）と統一し、国債証券の売買立会時間を、午前10時30分から11時までとします。

3. 上場廃止日の見直し

- 国債証券に係る上場廃止日は、最終償還期日から起算して2日前の日とします。

4. その他

- 国債証券の条件付取引は廃止します。
- 外貨建外国債券の上場制度を廃止します。
- 円貨建外国債券の売買立会時間についても他の債券と統一し、午前10時30分から11時までとします。
- その他所要の改正を行います。

(備考)

- 業務規程第9条第4項

- 債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い5

- 受託契約準則第7条、国債証券に関する業務規程の特例を廃止する規則ほか

III. 施行日

- 平成30年5月1日から施行します。

以上